

## 中山間地域等直接支払交付金（4期対策H27～H31）

### 1. 目的

過疎化・高齢化の進んでいる自然的・社会的・経済的条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄を防止し、農業生産活動を継続することによって、農業農村のもつ多面的機能を維持するという観点から、協定に基づき5年間以上継続して活動する農業者や生産組織等に対して、対象の面積に応じて交付金を交付する。

### 2. 交付対象

#### 対象地域

- ◇「特定農山村法」「山村振興法」「過疎法」等の地域振興立法（8法）指定地域
- ◇知事が指定する特認地域
  - ① 8法地域に地理的に隣接する農地
  - ② 農林統計上の中山間地域
  - ③ 農林業従事者割合、農林地率や人口減少率、人口密度などの要件を満たす地域
  - ④ 特定農山村法に係る要件を満たす地域

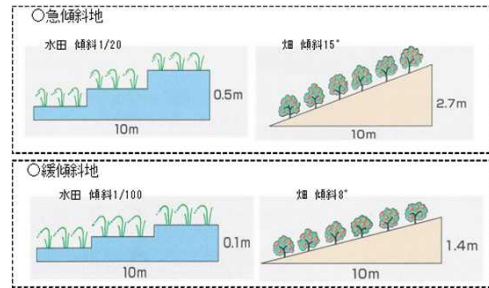
#### 対象者

- ◇集落協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等
- ◇個別協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動を行う認定農業者等

#### 対象農用地

◇対象地域内の農振農用地で、以下のいずれかの基準を満たす1ha以上の一団の農用地

① 下図の傾斜基準以上の田、畑、草地、採草放牧地



- ② 小区画・不整形な田
- ③ 高齢化率・耕作放棄地率の高い集落の農地
- ④ 積算気温が低く、草地比率の高い草地（北海道のみ）

※一団の農用地：農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の団地等であっても、一団

### 3. 対象行為（集落協定）

#### ①基本的事項

- ◇集落マスタープランの作成
- ◇耕作放棄の防止等の活動
- ◇水路・農道等の管理活動
- ◇多面的機能を増進する活動

①のみ

基礎単価（8割）

③ [より積極的な取組]

①+②

通常単価（10割）

加算措置

#### ②体制整備に向けた取組

- ◇農用地等保全活動の実践
- ◇体制整備のための選択的必須事項（A要件～C要件より1つ以上）

##### A要件

- 機械・農作業の共同化
- 高付加価値型農業の実践
- 農業生産条件の強化
- 担い手への農地集積
- 担い手への農作業の委託

##### B要件

- 新規就農者等の確保
- 地場産農産物等の加工・販売
- 消費・出資の呼び込み

##### C要件

- 集团的かつ持続可能な体制整備

#### ③[より積極的な取組]

（体制整備に向けた取組に加えて、以下の取組を行うと加算措置があります。）

1. 集落連携・機能維持加算
  - ① 集落協定の広域化支援（拡充）  
（1協定 上限200万円）
  - ② 小規模・高齢化集落支援（継続）
2. 超急傾斜農地保全管理加算（新設）  
水田 傾斜 1/10以上  
畑 傾斜 20°以上

### 4. 交付単価（10aあたり）

地目	区分	通常単価(10割)	基礎単価(8割)
田	急傾斜	21,000円	16,800円
	緩傾斜	8,000円	6,400円
畑	急傾斜	11,500円	9,200円
	緩傾斜	3,500円	2,800円

加算措置	田	畑
集落連携・機能維持加算		
① 集落協定の広域化支援	3,000円	3,000円
② 小規模・高齢化集落支援	4,500円	1,800円
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円	6,000円

### 5. 負担区分

通常地域 … 地域振興立法（8法）指定地域  
特認地域 … 地域振興立法（8法）指定外地域

国 1/2 : 県 1/4 : 市町 1/4  
国 1/3 : 県 1/3 : 市町 1/3

# 1. 対象面積、協定面積、集落協定参加農家数

- 平成28年度は、10市町、1,692.2haで中山間地域等直接支払制度に取り組みました。
- 協定数が6増加し（大津市1、栗東市1、甲賀市1、多賀町1、長浜市2）、協定面積は77ha増加した。

表1 平成28年度の対象面積と協定面積、集落協定参加農家数等

市町名	対象面積 (ha)	協定面積 (ha)	協定数 <sup>1)</sup>	基礎単価		集落協定参加農家数 <sup>2)</sup> (人)
				通常(10割)	基礎(8割)	
大津市	(590.4)	447.8	(23)	(17)	(6)	(1,127)
	592.8	455.1	24	18	6	1,167
栗東市	-	36.6	(5)	(5)	(0)	(83)
	51.6	38.9	6	6	0	90
甲賀市	(673.4)	423.8	(52)	(47)	(5)	(722)
	687.9	435.1	53	48	5	899
湖南市	(7.1)	6.5	(1) [[1]]	(1) [[1]]	(0)	-
	7.1	6.5	1 [1]	1 [1]	0	-
東近江市	(127.1)	124.2	(12)	(11)	(1)	(351)
	127.0	124.2	12	11	1	351
愛荘町	(47.6)	47.3	(3)	0	(3)	(67)
	47.4	47.3	3	0	3	66
多賀町	(19.6)	14.0	(2)	(2)	(0)	(29)
	30.6	24.7	3	2	1	67
米原市	(264.8)	201.1	(13)	12	(1)	(290)
	264.8	203.7	13	12	1	289
長浜市	(220.8)	190.2	(21)	20	(1)	(472)
	318.2	233.1	23	22	1	505
高島市	(245.4)	123.5	(11) [[1]]	2	(9) [[1]]	(139)
	245.4	123.5	11 [1]	2	9 [1]	139
滋賀県計 <sup>3)</sup>	(2,196.2)	1,615.1	(143) [[2]]	(117) [[1]]	(26) [[1]]	(3,197)
	2,372.8	1,692.2	149 [2]	122 [1]	27 [1]	3,573

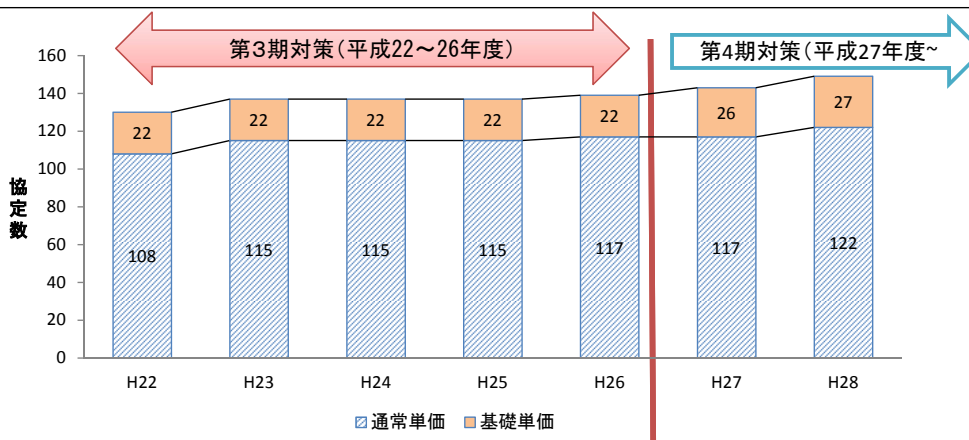
注1) 湖南市、高島市の協定数欄の[[ ]]は個別協定数で内数

注2) 個別協定は人数に含めず

注3) 各項目の上段の( )は平成27年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

# 2. 協定数の推移

- 平成28年度は149協定と前年度より6協定増加した。
- 集落協定は147(H27は141)、個別協定は2(H27は2)でした。
- 通常単価で取り組んだ協定は122協定(H27は117協定)、基礎単価で取り組んだ協定は27協定(H27は26協定)でした。



### 【基礎単価(8割)】

農業生産活動等を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、通常単価の8割の額。

### 【通常単価(10割)】

農業生産活動等を継続するための活動に加え、体制整備のための前向きな活動(機械・農作業の共同化や多様な担い手の確保など)に取り組んだ場合に交付される単価。

中山間地域等直接支払制度の中間年評価の全体像（イメージ）

平成29年9月末頃まで

集落段階

検討・評価の主体  
集落等の代表者

自己評価

集落協定・個別協定

評価の目的

1. 自己点検による集落協定等の見直し・改善
2. 集落の将来像の実現に向けた取組の強化

評価の対象

- 必須**
1. 集落マスタープランに定めた取り組みむべき事項の達成状況
  2. 農業生産活動等として取り組みむべき事項等の実施状況

**選択的必須**

3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況
4. 加算措置の進捗状況(集落連携・機能維持加算、超急傾斜地加算)

評価の方法

<自己評価票による定量的評価>

- 【H29年度までの実施状況】
- ・ 目標の達成状況を60%未満、60～80%未満、80%以上で評価
- 【H31年度までの実施見込み】
- ・ 目標の達成見込みを3段階で評価

<アンケート調査による定性的評価>

1. 10年後も活動を維持できる体制の整備状況とその状況に至った要因
2. 集落戦略の取組状況
3. 加算措置の効果、他支との相乗効果
4. 新たな人材の確保状況、NPO法人など農外者の参加効果
5. 制度継続は必要か、どのような制度改善が必要か 等

報告

市町村段階

検討・評価の主体  
市町村長は、集落等の取組状況を評価。

検討・評価

評価の目的

1. 取組に課題のある協定を明確にし、必要な指導・助言の実施。
2. 制度の成果と課題の明確化。

評価の方法

- 集落の報告に対する客観評価
- ・ 集落等の自己評価結果が適正であるか評価した上で、「優良」、「適当」、「要指導・助言」、「返還」の4区分により、全ての集落協定等を評価。
  - ・ 結果として協定農用地の維持が図られているか。

市町村としての自己評価

- ・ 市町村の推進体制はどのようになっているか。
- ・ 評価結果を踏まえ、集落等への支援は十分であったか。
- ・ 制度継続は必要か、どのような制度見直しが必要か、等

評価結果に基づく分析

1. 集落協定等の評価結果等に基づき、制度としての成果を取りまとめ、課題を明確化。
2. 上記を踏まえた推進体制の改善・見直しや集落等への支援の方向性を検討。

平成29年10月末頃まで

都道府県段階

検討・評価の主体  
都道府県知事は、第三者機関において検討・評価。

検討・評価

評価の目的

1. 集落協定等の評価結果において課題のある市町村を明確にし、必要な指導・助言を強化。
2. 都道府県下における制度の成果と課題の明確化。

市町村報告に対する客観評価

- ・ 市町村が実施した集落協定等の評価結果及び指導・助言の内容が適当であるか、市町村の自己評価結果に対する評価。
- ・ 結果として市町村内の協定農用地の維持が図られているか。

都道府県としての自己評価

- ・ 都道府県の実施体制はどのようになっているか。
- ・ 評価結果を踏まえ、市町村への支援は十分であったか。
- ・ 制度継続は必要か、どのような制度見直しが必要か、等

評価結果の取りまとめ

1. 市町村の評価結果及び自己評価結果に基づき、制度としての成果を取りまとめ、課題を明確化。
2. 上記を踏まえた推進体制の改善・見直しや集落等への支援の方向性を検討。

中間年評価書  
都道府県

指導・助言

平成30年2月末頃まで

国（農林水産省）段階

検討・評価の主体  
農村振興局長は、第三者機関において交付金に係る効果等を検討・評価。

検討・評価

評価の目的

1. 集落協定等の評価結果において課題のある都道府県の明確化と指導・助言の強化。
2. 制度の成果と課題の明確化。

国段階で実施する評価

- 農業生産体制**
- ・ 経営体、農地集積、耕作放棄地発生防止などに関する評価
- 農業生産・販売**
- ・ 農産物の作付、販売、6次産業化などに関する評価
- 集落維持**
- ・ 耕作放棄地防止活動等、寄り合いの回数など集落維持に関する効果
- 行政取組等に関する評価**
- ・ 都道府県の評価結果及び自己評価結果を分析
- 制度全体の総合的な評価**
- ・ 上記の評価結果及びアンケート調査結果による総合的な評価

評価結果の取りまとめ

1. アンケート調査の結果と都道府県の評価結果等に基づき、制度としての成果を取りまとめ、課題を明確化。
2. 上記を踏まえた制度の改善・見直しの方向性を検討。